

## 申告案内はがきの送付について

■申告案内はがきが届いた方（申告日時が指定されています）  
昨年市役所で申告した方で、事業所得（営業、農業）や不動産所得のある方、年金収入のみの方には、申告日時を指定して、1月中旬に申告案内はがきを送付します。指定された日時で都合が悪い方や申告が必要ない方、スマート

フォンなどを使って自分で申告する方は、予約の変更や取り消しをお願いします。

■上記以外で申告が必要な方  
申告の予約をお願いします。

## 予約・変更・取消方法

申告案内はがきが届いた方は、はがきに記載された予約番号・パスワードが必要です。

### ■ PC・スマートフォンからの受付（24時間可）

申告予約受付サイトまたは市ホームページから、予約・変更・取り消しを行うことができます。

▶受付期間：1月23日（金）～3月15日（日）午後5時  
(申告希望日の前日の午後5時まで)

例：申告希望日が2月13日（金）の場合、2月12日（木）午後5時まで受け付け可能



◎予約後は、必ず予約日時をご記入ください。

（予約時間の5分前には会場にお越しください）

日時： 月 日（ ） 時 分から

### ■電話での受付

オペレーターが、予約・変更・取り消しを行います。

### 【予約専用ダイヤル】

**☎ 0297-57-1133**

※番号が変わりましたので、おかげ間違いでご注意ください。

### ▶受付期間

1月23日（金）～3月13日（金）（土・日・祝日を除く午前9時～午後3時／申告希望日の前日の午後3時まで）

※受付開始日から数日間は、電話が非常に混み合います。

つながらない場合には、お手数ですが再度おかけ直してください。

## 申告の注意点など

### 予約制について

申告1件（1人分）につき、予約1枠20分となっています。2件（2人分）以上の申告がある場合は、連続する時間の枠を予約してください。

予約時間を過ぎても来庁されない場合は、キャンセル扱いとさせていただく場合があります。

### 市役所で受付できない申告

下記の申告は市役所での申告受付ができません。

パソコンやスマートフォンからe-Taxを利用して申告するか、土浦税務署の申告会場で申告してください。

- 令和8年1月1日現在、本市に住民登録がない方の申告
- 土地・建物・株式などを売却した申告
- 分離課税の配当所得や先物取引に係る申告
- 退職所得の申告
- 雑損控除や繰越控除の適用を受ける申告
- 青色申告
- 令和6年分以前の申告  
(確定申告、修正申告、更正の請求)
- 暗号資産（仮想通貨）取引に関する申告
- ストックオプションに関連する申告

### 公的年金などを受給している方へ

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする義務はありません（市民税・県民税の申告は必要です）。※年金から天引きになっていない社会保険料、生命保険料や扶養などの控除を追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。

- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告
- 日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除などの申告
- 住宅耐震改修特別控除
- 住宅特定改修特別税額控除  
(バリアフリー改修または省エネ改修)
- 消費税・贈与税・相続税の申告
- 住宅借入金等特別控除（1年目）の申告